

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年）2月6日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年 4月 1日

提案理由

この規則を提出したのは、学習指導要領の改訂に伴い、休業日に授業日を設定する規定を明記する必要がある。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（休業日における授業日の設定）

第4条の2 校長は、第3条に規定する休業日に振替をせずに授業日を設定する場合は、教育委員会に申請しその承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条の規定に基づき、藤沢市立の小学校、中学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(学期)</p> <p>第 2 条 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。)第 29 条の規定により教育委員会が定める学校の学期は、次の 2 学期又は 3 学期のいずれかとする。</p> <p>(1) 2 学期</p> <p>前期 4 月 1 日から 10 月の第 2 月曜日まで</p> <p>後期 10 月の第 2 月曜日の翌日から翌年の 3 月 31 日まで</p> <p>(2) 3 学期</p> <p>第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで</p> <p>第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで</p> <p>第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで</p> <p>2 学期の選択にあたり学校長は、あらかじめ教育委員会と協議し、教育委員会の承認を得ることとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第 3 条 政令第 29 条の規定により教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 4 日までの日</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条の規定に基づき、藤沢市立の小学校、中学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の管理運営の基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(学期)</p> <p>第 2 条 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。)第 29 条の規定により教育委員会が定める学校の学期は、次の 2 学期又は 3 学期のいずれかとする。</p> <p>(1) 2 学期</p> <p>前期 4 月 1 日から 10 月の第 2 月曜日まで</p> <p>後期 10 月の第 2 月曜日の翌日から翌年の 3 月 31 日まで</p> <p>(2) 3 学期</p> <p>第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで</p> <p>第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで</p> <p>第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで</p> <p>2 学期の選択にあたり学校長は、あらかじめ教育委員会と協議し、教育委員会の承認を得ることとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第 3 条 政令第 29 条の規定により教育委員会が定める学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 4 日までの日</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日</p> <p>(3) 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日(2学期の場合に限る。)</p> <p>(4) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月6日(3学期の場合にあつては、1月7日)までの日</p> <p>(5) 学年末休業日 3月26日から3月31日までの日</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める日(振替授業)</p> <p>第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。</p> <p>(1) 運動会、文化祭等恒例の学校行事を行なう場合</p> <p>(2) 教育委員会の承認を受けた場合</p> <p><u>(休業日における授業日の設定)</u></p> <p><u>第4条の2 校長は、第3条に規定する休業日に振替をせずに授業日を設定する場合は、教育委員会に申請しその承認を受けなければならない。</u></p> <p>(臨時休業)</p> <p>第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行なわないことができる。</p> <p>(1) 非常変災その他急迫の事情がある場合</p> <p>(2) 教育委員会の承認を受けた場合</p> <p>2 前項第1号の理由により授業を行なわないときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡しなければならない。</p> <p>附 則(平成20年教委規則第1号)</p>	<p>(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの日</p> <p>(3) 秋季休業 10月の第2月曜日の翌日(2学期の場合に限る。)</p> <p>(4) 冬季休業日 12月25日から翌年の1月6日(3学期の場合にあつては、1月7日)までの日</p> <p>(5) 学年末休業日 3月26日から3月31日までの日</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める日(振替授業)</p> <p>第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。</p> <p>(1) 運動会、文化祭等恒例の学校行事を行なう場合</p> <p>(2) 教育委員会の承認を受けた場合</p> <p>(臨時休業)</p> <p>第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行なわないことができる。</p> <p>(1) 非常変災その他急迫の事情がある場合</p> <p>(2) 教育委員会の承認を受けた場合</p> <p>2 前項第1号の理由により授業を行なわないときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡しなければならない。</p> <p>附 則(平成20年教委規則第1号)</p>

改 正 案	現 行
<p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市立学校の管理運営に関する規則の規定は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則(平成 20 年教委規則第 号)</p> <p>この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市立学校の管理運営に関する規則の規定は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。</p>